平成２９年（フ）第２１２２号
神奈川県大和市桜森２丁目21番18号　コーポスワン302
債務者　桑名史緒里
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１３９号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート４棟602号
債務者　山下公美枝
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１６４号
横浜市栄区上郷町1047番地９
債務者　関谷　洋之
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９９２号
東京都東村山市恩多町２丁目30番地１恩多マンション３－407
債務者　戸巻　昌介
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９９３号
東京都東村山市恩多町２丁目30番地１恩多マンション３－407
債務者　戸巻惠美子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２８年（フ）第７８９０号
東京都東大和市清水３丁目896―24
破産者　田中　新二
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２７９号
東京都千代田区神田司町２丁目７番７号
破産者　マルタ株式会社
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０５号
千葉県野田市宮崎81番地の19
破産者　小林　　智
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７２０号
千葉県野田市親野井148番地10
破産者　吉田　義巨
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７９３号
千葉県松戸市新松戸１丁目405番地　ラフィーヌ池田五番館406号
破産者　伊原　亮仁
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１０９号
千葉県柏市酒井根６丁目18番31号
破産者　田中かおる
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２８５号
千葉県柏市柏1265番地１
破産者　板橋　孝一
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第７８号
長野県飯田市大王路２丁目１番地、開始時の住所長野県飯田市鼎中平2290番地
破産者　亡栁澤重雄相続財産
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第２号
長野県飯田市中村1287番地１
破産者　有限会社飯田クリエイト
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第１３号
群馬県前橋市南町３丁目36番地２号西原ビル１階
破産者　有限会社前橋アカデミー
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７７号
新潟市中央区下大川前通七ノ町2230番地42
破産者　ヒシサン食品株式会社
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４１４号
岐阜市東鶉３丁目53番地２
破産者　株式会社三輝
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第８６号
宮城県多賀城市大代６丁目１番５号　セジュール大代103号、従前の住所宮城県黒川郡大衡村ときわ台12番地２
破産者　安津畑大智（旧姓平野）
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係